

法第 13 条及び省令に基づく特記事項

(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

¥ _____

(税込み)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
コンクリート		
木材		
アスファルト・コンクリート		

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

¥ _____

(税込み)